

YOKOSHIN NEWS

令和 3 年 9 月 29 日
横浜信用金庫

特殊詐欺被害防止への取組み キャッシュカード新規利用申込時の限度額制限について

横浜信用金庫（理事長 大前 茂）では、さらなる特殊詐欺被害防止策として、70歳以上の個人のお客さまを対象に、下記の通りキャッシュカードの新規利用申込時における利用限度額の引き下げを実施します。

当金庫では、特殊詐欺被害防止のため、一定の条件に該当する70歳以上の個人のお客さまを対象にキャッシュカードの利用限度額制限を実施してきました。今回の取組みは、依然として後を絶たないキャッシュカード詐欺被害の防止に向けて取組みを強化するものです。

お客さまにはご不便をおかけしますが、大切なご預金を悪質な犯罪から守るための対策として何卒ご理解いただきますようお願いいたします。当金庫では、引き続き、店頭でのお声かけをはじめ、特殊詐欺被害防止に向けた取組みを推進してまいります。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上のキャッシュカード（普通預金、貯蓄預金）を新規利用申込される個人のお客さま

2. 利用制限開始日

令和3年10月1日（金）

3. 利用制限内容

	カード支払	カード振込
本件限度額制限	10万円	0円（利用できない）

※利用限度額制限を希望しないお客さまについては、所定の手続きにより、限度額の変更が可能です

以上

本件に関するお問い合わせ先 事務統括部 担当：柳本・葉山 電話：045-533-3931



横浜信用金庫